

議案第 13 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

赴任を命ぜられた職員に対し、移転料、着後手当等の旅費を支給できるようにする改正その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

職員の旅費に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第448号)の一部を次のように改正する。

「	「第4章 移転料及び
第4章 退職者等の旅費(第16条・第17条)	を 第5章 退職者等の
第5章 雑則(第18条―第21条)	」 第6章 雑則(第20

着後手当(第16条・第17条)

旅費(第18条・第19条) に改める。

条―第23条) 」

第1条中「出張する」を「旅行する」に改める。

第2条第2号中「公務出張」を「出張」に、「勤務部署」を「勤務地」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。

第3条第1項を次のように改める。

職員が出張をし、又は赴任をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任にあつては、市長が特に旅費を支給する必要があると認める場合に限る。

第3条第2項中「又はその遺族」を削り、「1に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「公務出張」を「出張又は赴任のための旅行(以下「旅行」という。)」に改め、同項第2号中「公務出張」を「旅行」に改め、同条第4項中「この出発前に公務出張命令を変更(取消しを含む。以下同じ。)され」を「その出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取り消され」に、「公務出張の」を「旅行の」に改め、同条第5項中「公務出張」を「旅行」に改める。

第4条の見出しを「(旅行命令)」に改め、同条第1項及び第2項中「公務出張」を「旅行」に改め、同条第3項中「公務出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「公務出張命

令を変更する」を「旅行命令の変更(取消しを含む。以下同じ。)をする」に、「公務出張者」を「旅行者」に、「これを変更する」を「これの変更をする」に改め、同条第4項中「公務出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「公務出張命令を発し、又はこれを変更する」を「旅行命令を発し、又はこれの変更をする」に、「公務出張命令簿に、当該公務出張」を「出張にあつては出張命令簿、赴任にあつては赴任命令簿(以下これらを「旅行命令簿」という。)に、当該旅行」に、「公務出張者」を「旅行者」に改め、同条第5項及び第6項中「公務出張」を「旅行」に改める。

第5条の見出しを「(旅行命令に従わない旅行)」に改め、同条第1項中「公務出張者」を「旅行者」に、「公務出張命令」を「旅行命令」に、「変更された」を「変更をされた」に、「公務出張する」を「旅行をする」に改め、同条第2項中「公務出張者」を「旅行者」に、「公務出張命令」を「旅行命令」に、「公務出張した」を「旅行をした」に改め、同条第3項中「公務出張者」を「旅行者」に、「公務出張命令」を「旅行命令」に、「公務出張した」を「旅行をした」に、「公務出張に」を「旅行に」に改める。

第6条第1項中「及び食卓料」を「、食卓料、移転料及び着後手当」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「による公務出張」を「旅行」に改め、同条第6項中「公務出張」を「旅行」に改め、同条第7項中「による公務出張」を「旅行」に改め、同条に次の2項を加える。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

第7条第1項中「公務出張」を「旅行を」に改め、同条第2項中「公務出張命令」を「旅行命令」に、「公務出張する」を「旅行をする」に、「勤務部署」を「勤務地」に、「公務出張に」を「旅行に」に改める。

第8条第1項中「公務出張日数」を「旅行日数」に、「公務出張のため」を「旅行のため」に、「による公務出張」を「旅行」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第3項中「公務出張」を「旅行」に改める。

第9条中「による公務出張」を「旅行」に改める。

第10条第1項中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項第2号及び第3号中「公務出張」を「旅行」に改め、同条第2項中「1に」を「いずれかに」に改め、同項第1号及び第2号並びに同条第3項中「公務出張」を「旅行」に改める。

第 11 条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に、「さん橋賃」を「棧橋賃」に改め、同条第 3 号中「公務出張」を「旅行」に改める。

第 14 条第 2 項中「による公務出張」を「旅行」に、「上陸」を「上陸し、」に改める。

第 4 章を次のように改める。

第 4 章 移転料及び着後手当

(移転料)

第 16 条 移転料の額は、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第 1 の定額による額とする。

(着後手当)

第 17 条 着後手当の額は、別表第 2 の定額による額とする。

第 21 条を第 23 条とする。

第 20 条の見出しを「(外国への旅行に係る旅費)」に改め、同条中「公務出張する」を「旅行をする」に改め、同条を第 22 条とする。

第 19 条を第 21 条とする。

第 18 条第 1 項中「公務出張者」を「旅行者」に、「公務出張した」を「旅行をした」に、「公務出張に」を「旅行に」に、「公務出張の」を「旅行の」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第 2 項中「公務出張者」を「旅行者」に、「公務出張する」を「旅行をする」に、「公務出張に」を「旅行に」に、「公務出張の」を「旅行の」に改め、同条第 4 項中「公務出張する」を「旅行をする」に改め、同条を第 20 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 退職者等の旅費

(退職者等の旅費)

第 18 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日にいた地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第 19 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 4 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1(第 16 条関係)

区分	7 級以上の職務の級にある者	6 級以下 4 級以上の職務の級にある者	3 級以下の職務の級にある者
鉄道 50 キロメートル未満	63,000 円	53,500 円	46,500 円
鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満	72,000 円	61,500 円	53,500 円
鉄道 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	89,000 円	76,000 円	66,000 円
鉄道 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	110,000 円	93,500 円	81,500 円
鉄道 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	146,000 円	124,000 円	108,000 円
鉄道 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	153,000 円	130,500 円	113,500 円
鉄道 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	164,000 円	139,500 円	121,500 円
鉄道 2,000 キロメートル以上	190,500 円	162,000 円	141,000 円

備考

1 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもつて鉄道 1 キロメートルとみなす。

2 「職務の級」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例

第 445 号)別表第 1 の職務の級及び同表の適用を受けない者については任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

別表第 2(第 17 条関係)

区分	7 級以上の職務の級にある者	6 級以下 3 級以上の職務の級にある者	2 級以下の職務の級にある者
市長が定める地域	78,500 円	65,500 円	52,000 円
市長が定める地域以外の地域	72,000 円	60,000 円	47,500 円

備考 「職務の級」とは、一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 の職務の級及び同表の適用を受けない者については任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 2 条、第 3 条第 1 項、第 6 条、第 16 条、第 17 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定については、この条例の施行の日に転任を命ぜられた職員に係る旅費から適用する。

職員の旅費に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 省略</p> <p><u>第 4 章 移転料及び着後手当(第 16 条・第 17 条)</u></p> <p><u>第 5 章 退職者等の旅費(第 18 条・第 19 条)</u></p> <p><u>第 6 章 雑則(第 20 条～第 23 条)</u></p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、市の職員が公務のため<u>旅行する</u>ときに支給する旅費に関する基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、経費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>出張</u> 職員が公務のため一時その<u>勤務地</u>を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) <u>赴任</u> <u>新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第 3 条 <u>職員が出張をし、又は赴任をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任にあつては、市長が特に旅費を支給する必要があると認める場合に限る。</u></p> <p>2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が<u>出張又は赴任のための旅行(以下「旅行」という。)</u>中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合には、当該職員</p> <p>(2) 職員が<u>旅行中</u>に死亡した場合には、当該</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 省略</p> <p><u>第 4 章 退職者等の旅費(第 16 条・第 17 条)</u></p> <p><u>第 5 章 雑則(第 18 条～第 21 条)</u></p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、市の職員が公務のため<u>出張する</u>ときに支給する旅費に関する基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、経費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>公務出張</u> 職員が公務のため一時その<u>勤務部署</u>を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第 3 条 <u>職員が公務出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>職員又はその遺族が次の各号の 1 に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</u></p> <p>(1) 職員が<u>公務出張中</u>に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合には、当該職員</p> <p>(2) 職員が<u>公務出張中</u>に死亡した場合には、</p>

職員の遺族	当該職員の遺族
3 省略	3 省略
4 第 1 項及び第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、 <u>その出発前に次条第 3 項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定める額を旅費として支給することができる。</u>	4 第 1 項及び第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、 <u>この出発前に公務出張命令を変更(取消しを含む。以下同じ。)</u> され、又は死亡した場合において、当該公務出張のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定める額を旅費として支給することができる。
5 第 1 項及び第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が <u>旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める額を旅費として支給することができる。</u>	5 第 1 項及び第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、 <u>公務出張中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める額を旅費として支給することができる。</u>
(旅行命令)	(公務出張命令)
第 4 条 <u>旅行</u> は、任命権者又はその委任を受けた者(以下「 <u>旅行命令権者</u> 」という。)の発する <u>旅行命令</u> によつて行わなければならない。	第 4 条 <u>公務出張</u> は、任命権者又はその委任を受けた者(以下「 <u>公務出張命令権者</u> 」という。)の発する <u>公務出張命令</u> によつて行わなければならない。
2 <u>旅行命令権者</u> は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、 <u>旅行命令</u> を発することができる。	2 <u>公務出張命令権者</u> は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、 <u>公務出張命令</u> を発することができる。
3 <u>旅行命令権者</u> は、既に発した <u>旅行命令の変更(取消しを含む。以下同じ。)</u> をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による <u>旅行者の申請</u> に基づき、 <u>この変更</u> をすることができる。	3 <u>公務出張命令権者</u> は、既に発した <u>公務出張命令を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公務出張者の申請</u> に基づき、 <u>これを変更</u> をすることができる。
4 <u>旅行命令権者</u> は、 <u>旅行命令</u> を発し、又は <u>これの変更</u> をするには、 <u>出張にあつては出張命令簿、赴任にあつては赴任命令簿(以下これらを「旅行命令簿」という。)</u> に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により <u>旅行命令</u> を発し、又は <u>これの変更</u> をすることができる。	4 <u>公務出張命令権者</u> は、 <u>公務出張命令</u> を発し、又は <u>これを変更</u> するには、 <u>公務出張命令簿に、当該公務出張に関し必要な事項を記載し、これを当該公務出張者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により公務出張命令</u> を発し、又は <u>これを変更</u> をすることができる。
5 前項ただし書の場合においては、 <u>旅行命令権者</u> は、できるだけ速やかに <u>旅行命令簿</u> に当該	5 前項ただし書の場合においては、 <u>公務出張命令権者</u> は、できるだけ速やかに <u>公務出張命令</u>

<p><u>旅行</u>に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p> <p>6 <u>旅行命令簿</u>の記載事項及び様式は、市長が定める。 (旅行命令に従わない旅行)</p> <p>第 5 条 <u>旅行者</u>は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>旅行命令</u>(前条第 3 項の規定により<u>変更</u>をされた<u>旅行命令</u>を含む。以下この条において同じ。)に従つて<u>旅行</u>をすることができない場合には、あらかじめ<u>旅行命令権者</u>に<u>旅行命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 <u>旅行者</u>は、前項の規定による<u>旅行命令</u>の変更をする時間的余裕がない場合には、<u>旅行命令</u>に従わないで<u>旅行</u>をした後、できるだけ速やかに<u>旅行命令権者</u>に<u>旅行命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 <u>旅行者</u>が、前 2 項の規定による<u>旅行命令</u>の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、<u>旅行命令</u>に従わないで<u>旅行</u>をしたときは、当該<u>旅行者</u>は、<u>旅行命令</u>に従つた限度の<u>旅行</u>に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第 6 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、<u>食卓料</u>、<u>移転料</u>及び<u>着後手当</u>とする。</p> <p>2 鉄道賃は、<u>鉄道旅行</u>について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 船賃は、<u>水路旅行</u>について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>4 航空賃は、<u>航空旅行</u>について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)<u>旅行</u>について、実費額により支給する。</p> <p>6 宿泊料は、<u>旅行中</u>の宿泊に要した実費額により支給する。</p> <p>7 食卓料は、<u>水路旅行</u>及び<u>航空旅行中</u>の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。</p>	<p>簿に当該<u>公務出張</u>に関し必要な事項を記載し、これを当該<u>公務出張者</u>に提示しなければならない。</p> <p>6 <u>公務出張命令簿</u>の記載事項及び様式は、市長が定める。 (公務出張命令に従わない公務出張)</p> <p>第 5 条 <u>公務出張者</u>は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>公務出張命令</u>(前条第 3 項の規定により<u>変更</u>された<u>公務出張命令</u>を含む。以下この条において同じ。)に従つて<u>公務出張</u>することができない場合には、あらかじめ<u>公務出張命令権者</u>に<u>公務出張命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 <u>公務出張者</u>は、前項の規定による<u>公務出張命令</u>の変更をする時間的余裕がない場合には、<u>公務出張命令</u>に従わないで<u>公務出張</u>した後、できるだけ速やかに<u>公務出張命令権者</u>に<u>公務出張命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 <u>公務出張者</u>が、前 2 項の規定による<u>公務出張命令</u>の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、<u>公務出張命令</u>に従わないで<u>公務出張</u>したときは、当該<u>公務出張者</u>は、<u>公務出張命令</u>に従つた限度の<u>公務出張</u>に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第 6 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び<u>食卓料</u>とする。</p> <p>2 鉄道賃は、<u>鉄道による公務出張</u>について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 船賃は、<u>水路による公務出張</u>について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>4 航空賃は、<u>航空による公務出張</u>について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)<u>による公務出張</u>について、実費額により支給する。</p> <p>6 宿泊料は、<u>公務出張中</u>の宿泊に要した実費額により支給する。</p> <p>7 食卓料は、<u>水路による公務出張</u>及び<u>航空による公務出張中</u>の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。</p>
--	--

<p>8 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u> (旅費の計算)</p> <p>第 7 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により<u>旅行</u>をした場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて<u>旅行</u>をしがたい場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <p>2 職員が<u>旅行命令</u>によりその居住地等から直ちに<u>旅行</u>をする場合において、居住地等から目的地に至る旅費額が<u>勤務地</u>から目的地に至る旅費額を超えるときは、当該<u>旅行</u>については、<u>勤務地</u>から目的地に至る旅費額を支給する。</p> <p>第 8 条 旅費計算上の<u>旅行日数</u>は、第 3 項の規定に該当する場合を除くほか、<u>旅行のために</u>現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、<u>鉄道旅行</u>にあつては 400 キロメートル、<u>水路旅行</u>にあつては 200 キロメートル、<u>陸路旅行</u>にあつては 50 キロメートルについて 1 日の割合をもつて通算した日数を<u>超える</u>ことができない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 3 条第 2 項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の<u>旅行日数</u>は、第 1 項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</p> <p>第 9 条 <u>鉄道旅行</u>又は<u>水路旅行中</u>における年度の経過のため、<u>鉄道賃</u>又は<u>船賃</u>を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 第 2 章 <u>鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(鉄道賃)</u></p> <p>第 10 条 <u>鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)</u>及び急行料金並びに座席指定料金による。</p>	<p>(旅費の計算)</p> <p>第 7 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により<u>公務出張</u>した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて<u>公務出張</u>しがたい場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <p>2 職員が<u>公務出張命令</u>によりその居住地等から直ちに<u>公務出張</u>する場合において、居住地等から目的地に至る旅費額が<u>勤務部署</u>から目的地に至る旅費額を超えるときは、当該<u>公務出張</u>については、<u>勤務部署</u>から目的地に至る旅費額を支給する。</p> <p>第 8 条 旅費計算上の<u>公務出張日数</u>は、第 3 項の規定に該当する場合を除くほか、<u>公務出張のために</u>現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、<u>鉄道による公務出張</u>にあつては 400 キロメートル、<u>水路による公務出張</u>にあつては 200 キロメートル、<u>陸路による公務出張</u>にあつては 50 キロメートルについて 1 日の割合をもつて通算した日数を<u>こえる</u>ことができない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 3 条第 2 項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の<u>公務出張日数</u>は、第 1 項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</p> <p>第 9 条 <u>鉄道による公務出張</u>又は<u>水路による公務出張中</u>における年度の経過のため、<u>鉄道賃</u>又は<u>船賃</u>を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 第 2 章 <u>鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(鉄道賃)</u></p> <p>第 10 条 <u>鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)</u>及び急行料金並びに座席指定料金による。</p>
---	---

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による<u>旅行</u>の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による<u>旅行</u>の場合には、前 2 号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第 2 号に規定する急行料金は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 新幹線又は特別急行列車を運行する線路による<u>旅行</u>で片道 100 キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 普通急行列車を運行する線路による<u>旅行</u>で片道 50 キロメートル以上のもの</p> <p>3 第 1 項第 3 号に規定する座席指定料金は、新幹線又は特別急行列車若しくは普通急行列車を運行する線路による<u>旅行</u>で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p> <p>第 11 条 船賃の額は、<u>次に掲げる</u>旅客運賃(はしけ賃及び<u>棧橋賃</u>を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による<u>旅行</u>をする場合には、前 2 号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>第 12 条・第 13 条 省略</p> <p>第 3 章 宿泊料及び食卓料</p> <p>(宿泊料)</p> <p>第 14 条 1 省略</p> <p>2 宿泊料は、水路<u>旅行</u>及び航空<u>旅行</u>については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>上陸し</u>、又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</p> <p>第 15 条 省略</p> <p>第 4 章 <u>移転料</u>及び着後手当</p> <p>(移転料)</p> <p>第 16 条 <u>移転料の額は、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第 1 の定額による額とする。</u></p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による<u>公務出張</u>の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による<u>公務出張</u>の場合には、前 2 号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第 2 号に規定する急行料金は、次の各号の<u>1</u>に該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 新幹線又は特別急行列車を運行する線路による<u>公務出張</u>で片道 100 キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 普通急行列車を運行する線路による<u>公務出張</u>で片道 50 キロメートル以上のもの</p> <p>3 第 1 項第 3 号に規定する座席指定料金は、新幹線又は特別急行列車若しくは普通急行列車を運行する線路による<u>公務出張</u>で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p> <p>第 11 条 船賃の額は、<u>次の各号に規定する</u>旅客運賃(はしけ賃及び<u>さん橋賃</u>を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による<u>公務出張</u>をする場合には、前 2 号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>第 12 条・第 13 条 省略</p> <p>第 3 章 宿泊料及び食卓料</p> <p>(宿泊料)</p> <p>第 14 条 1 省略</p> <p>2 宿泊料は、水路による<u>公務出張</u>及び航空による<u>公務出張</u>については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>上陸</u>又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</p> <p>第 15 条 省略</p> <p>第 4 章 <u>退職者等の旅費</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第 16 条 <u>第 3 条第 2 項第 1 号に規定する旅費は、職員が公務出張中に退職等となつた場合には、退職等となつた日にいた地から退職等</u></p>
---	--

(着後手当)

第 17 条 着後手当の額は、別表第 2 の定額による額とする。

第 5 章 退職者等の旅費

(退職者等の旅費)

第 18 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日にいた地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第 19 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 4 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第 6 章 雑則

(旅費の調整)

第 20 条 任命権者は、旅行者が公用車等を利用して旅行をした場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日にいた地までの旅費

(遺族の旅費)

第 17 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧勤務部署までの往復に要する旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 3 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第 5 章 雑則

(旅費の調整)

第 18 条 任命権者は、公務出張者が公用車等を利用して公務出張した場合その他当該公務出張における特別の事情により、又は当該公務出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に公務出張の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例による旅費により旅行をすることが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

3 省略

4 研修、講習又は訓練等を受けるために旅行をする場合の旅費については、減額して支給することができる。この場合において、減額して支給する旅費は、市長が別に定める額とする。

第21条 省略

(外国への旅行に係る旅費)

第22条 外国に旅行をする場合の旅費については、国家公務員の例に準じ、市長がその都度定める。

第23条 省略

附 則 省略

別表第1(第16条関係)

区分	7 級以上の職務の級にある者	6 級以下4級以上の職務の級にある者	3 級以下の職務の級にある者
鉄道 50 キロメートル未満	63,000 円	53,500 円	46,500 円
鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満	72,000 円	61,500 円	53,500 円
鉄道 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	89,000 円	76,000 円	66,000 円
鉄道 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	110,000 円	93,500 円	81,500 円
鉄道 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	146,000 円	124,000 円	108,000 円
鉄道 1,000 キ	153,000 円	130,500 円	113,500 円

2 任命権者は、公務出張者がこの条例による旅費により公務出張することが当該公務出張における特別の事情により、又は当該公務出張の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

3 省略

4 研修、講習又は訓練等を受けるために公務出張する場合の旅費については、減額して支給することができる。この場合において、減額して支給する旅費は、市長が別に定める額とする。

第19条 省略

(外国への公務出張に係る旅費)

第20条 外国に公務出張する場合の旅費については、国家公務員の例に準じ、市長がその都度定める。

第21条 省略

附 則 省略

ロメートル以上 1,500 キロメートル未満	円	円	円
鉄道 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	164,000 円	139,500 円	121,500 円
鉄道 2,000 キロメートル以上	190,500 円	162,000 円	141,000 円

備考

- 1 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもつて鉄道 1 キロメートルとみなす。
- 2 「職務の級」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)別表第 1 の職務の級及び同表の適用を受けない者については任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

別表第 2(第 17 条関係)

区分	7 級以上の職務の級にある者	6 級以下 3 級以上の職務の級にある者	2 級以下の職務の級にある者
市長が定める地域	78,500 円	65,500 円	52,000 円
市長が定める地域以外の地域	72,000 円	60,000 円	47,500 円

備考 「職務の級」とは、一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 の職務の級及び同表の適用を受けない者については任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。